

1 石巻市病院事業使用料及び手数料条例について

石巻市病院事業使用料及び手数料条例において、診療報酬のほか、市立病院で定める各種使用料（特別室差額使用料、人間ドック料、予防接種料、診断書等の交付手数料ほか）を規定しているが、新設される病院利用者の病院敷地内駐車場の料金の規定の追加、診療科目が従来の石巻市立病院と変更になること等により、大幅に見直さなければならないことから、石巻市病院事業の設置等に関する条例に当該規定を追加し、同条例を廃止するもの

なお、金額については、上限を条例で設定し、詳細な額は規則で定める形としたい。

◆規定内容

区分	内容
診療等に係る使用料等	健康保険法(大正11年法律第70号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例による。
特別室差額使用料	1日につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額
人間ドック料	1回につき80,000円を超えない範囲内で規則で定める額
予防接種料	1回につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額
診断書等の交付手数料	1通につき10,000円を超えない範囲内で規則で定める額
石巻市立病院の敷地内に設置する駐車場の使用料	石巻市立病院駐車場条例に定める使用料の額

※特別室差額使用料については、牡鹿病院及び近隣病院の料金設定を参考に設定

※人間ドック料、予防接種料、診断書等の交付手数料については、旧市立病院の料金設定を参考に設定する予定

2 石巻市立病院駐車場条例について

新石巻市立病院に隣接される(仮称)庁舎第2駐車場の一部を石巻市公有財産規則に基づき「使用承認」により石巻市立病院駐車場として使用することとなる。当該駐車場を使用する者から使用料を徴収することから制定する。

◆石巻市立病院駐車場の概要

- (1) 位置 (仮称) 庁舎第2駐車場の1階から3階まで(穀町56番28)

自走式自動車車庫5層6段型

- (2) 利用時間 24時間(年中無休)

- (3) 利用台数 113台(予定)

- (4) 使用料の額、納付方法及び減免対象

駐車場使用料については、1時間につき400円を超えない範囲で規則に委任する形で規定する。

使用者の減免の取扱いについても規則で定める。

- (5) 駐車できる車種

長さ5.0メートル以下、幅1.9メートル以下、高さ2.1メートル以下、車両総重量2.5トン以下の普通自動車、小型自動車(二輪自動車(側車付二輪自動車を除く。))を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)